

認知症対応型共同生活介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所 } 代表者 様

長崎県長寿社会課長
(公印省略)

平成23年度認知症対応型サービス事業開設者研修受講者募集について

時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本県の高齢者保健福祉行政の推進にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度認知症対応型サービス事業開設者研修を別紙のとおり実施しますので、受講を希望される場合は、「平成23年度認知症対応型サービス事業開設者研修受講申込書」に必要事項を記入のうえ、平成23年12月7日(水)[必着]までに、事業所を所管する市町(保険者)あてお申し込みください。

なお、申込にあたっては、別紙の研修開催要項等を熟読され、誤りの無いよう記入をお願いします。

また、お申し込みの際は、確実に受講が可能かどうか、日程等を十分に確認したうえでお申し込みいただきますようお願いいたします。

	受付開始	受付締切 [必着]
申込期間	平成23年11月28日(月)	平成23年12月7日(水)

この文書の内容は、当課ホームページ(<http://www.pref.nagasaki.jp/choju/index.html>)にも掲載いたします。

(問合せ先)
長寿社会課 在宅福祉班
担当 岩永
TEL 095-895-2434 (ダイヤルイン)
FAX 095-895-2576

平成23年度認知症対応型サービス事業開設者研修開催要項

1. 目的 認知症対応型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。
2. 実施主体 長崎県
3. 実施団体 一般社団法人 長崎県認知症グループホーム連絡協議会
4. 受講対象 次のすべてに該当する者
小規模多機能型居宅介護事業所、又は認知症対応型共同生活介護事業所の代表者、又は代表者になることが予定される者
指定基準に定められる介護に従事した経験、又は保健医療サービス等の経営に携わった経験を有する者

* 代表者の範囲については、必要に応じ市町(保険者)の承認が必要。別紙1参照
5. 研修期間 平成24年2月5日(日)～2月6日(月)
6. 研修会場 ながさき看護センター 看護・介護研修室 (長崎県諫早市永昌町23-6)
7. 研修内容 講義・演習・現場体験 2日間(別紙研修プログラム参照)
レポート提出...研修受講を通じ「認知症高齢者ケアについて理解したこと」「今後の事業所運営に関して取り組みたいこと」など
8. 募集人員 40名
9. 資料代等 4,000円(研修初日に会場にて徴収)
10. 申込手続 「平成23年度認知症対応型サービス事業開設者研修受講申込書」に必要事項を記入のうえ、事業所を所管する市町(保険者)へ提出。

事業所を開設する場合等、特に研修受講が急がれる場合は受講申込書提出時に市町(保険者)に申し出を行い、推薦を希望すること。
11. 申込期限 平成23年11月28日(月)～平成23年12月7日(水)〔**必着**〕
12. 申込先 事業所を所管する市町(保険者)あて
13. 受講決定 申込者多数の場合は、市町(保険者)から推薦のあった者を優先し、受講対象者を決定
14. 修了証書 研修・レポート提出を全て修了した者には長崎県知事から修了証書を交付します。
15. その他 受講申込みは、代表者の確認のため、開設事業所を所管する市町(保険者)毎留意事項 に行うこと。

認知症対応型サービス事業開設者研修 における代表者について

1 次のいずれかに該当する者

運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役等。

法人の規模によって(主たる事務所が県外にある場合や、幅広い分野の事業を行っている場合等)、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合において、地域密着型サービスの事業部門の責任を負う役員等。

法人の規模にかかわらず、特段の理由により理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合において、地域密着型サービスの事業部門の責任を負う役員等。

注) 当該研修は、事業所を運営していくうえで必要な知識を修得させるために指定基準として代表者に義務づけられた研修であるため、多忙のため受講が困難という理由は認められない。

2 前項の 及び については、原則として被雇用者である管理者・事務長は含まないが、地域密着型サービスの事業部門の責任を負う役員等については、当該事業所(グループホーム等)を所管する市町(保険者)が実態を踏まえ総合的に判断するものとする。

上記1及び2に該当する者 が、平成16年度及び平成17年度に実施した「認知症高齢者グループホーム開設予定者等研修」又は認知症介護実務者研修「基礎課程」「専門課程」、認知症介護実践研修「実践者研修」「実践リーダー研修」、「認知症介護指導者研修」を修了済みの場合は、既に必要な研修を修了しているものとみなされます。

当該事業所を所管する市町(保険者)の承認を要する。

平成23年度認知症対応型サービス事業開設者研修受講申込書

下記注意事項を承諾のうえ、受講申し込いたします。

長崎県長寿社会課長 様 (市町(保険者)経由)

平成 年 月 日

【注意事項】

- 研修修了要件は、全単元の受講およびレポート提出となるため、遅刻、早退、欠席があった場合は修了を認めません。
- 申込期間以外の申込は、無効とします。
- FAX送信の場合は、各市町担当者あて確認連絡願います。

受講希望研修	平成23年度 認知症対応型サービス事業開設者研修
事業所の設置機関住所	〒
設置機関名(1)	
設置機関代表者名	
連絡先担当者及びTEL	
事業所名	
事業所住所	〒
事業所開設日	指定(予定)日 平成 年 月 日
受講希望者氏名等	フリガナ (男 ・ 女) 生年月日 年 月 日(歳)
受講希望者の組織上の役職	
認知症高齢者介護の従事経験、又は保健医療サービス等の経営経験	
その他特記事項	

(1) 「設置機関」とは、社会福祉法人 会、株式会社 等を指します。

平成 23 年度 認知症対応型サービス事業開設者研修 プログラム

1 日目 : 2 月 5 日 (日)		
時間帯	科目・区分	時間
9 : 50 ~ 10 : 20	受 付	30 分
10 : 20 ~ 10 : 30	オリエンテーション (全 体)	10 分
10 : 30 ~ 12 : 00	認知症高齢者の基本的理解	90 分
12 : 00 ~ 13 : 00	昼 食	60 分
13 : 00 ~ 14 : 00	家族の理解・高齢者との関係の理解	60 分
14 : 10 ~ 14 : 40		30 分
14 : 50 ~ 16 : 20	地域密着型サービス現場実習に向けて	90 分
16 : 20 ~ 16 : 40	オリエンテーション (職場実習)	20 分

2 日目 : 2 月 6 日 (月)		
時間帯	科目・区分	時間
8 : 40 ~ 9 : 00	受 付	20 分
9 : 00 ~ 9 : 40	地域密着型サービスについて (指定基準)	40 分
9 : 40 ~ 10 : 10	地域密着型サービスについて (指導監査)	30 分
10 : 20 ~ 12 : 00	認知症高齢者ケアのあり方	100 分
12 : 00 ~ 13 : 00	昼 食	60 分
13 : 00 ~ 14 : 00	地域密着型サービス現場実習に向けて	60 分
14 : 10 ~ 17 : 10	地域密着型サービス (現場実習)	180 分

平成23年度 地域密着型サービス関係研修実施予定表

認知症対応型サービス事業管理者研修

開催	日程	場所
第1回	講義・演習 平成23年10月11日(火)～10月12日(水) (終了)	
第2回	講義・演習 平成24年 3月19日(月)～ 3月20日(火) (募集中：対象事業所には、 開設者研修募集と併せて送付済み)	佐世保市労働福祉センター 佐世保市稲荷町2-28 TEL 0956-32-8929

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

開催	日程	場所
第1回	講義・演習 平成23年10月14日(金)～10月15日(土) (終了)	
第2回	講義・演習 平成24年 3月16日(金)～ 3月17日(土) (募集中：対象事業所には、 開設者研修募集と併せて送付済み)	佐世保市労働福祉センター 佐世保市稲荷町2-28 TEL 0956-32-8929

認知症対応型サービス事業開設者研修

開催	日程	場所
第1回	講義・実習 平成24年 2月 5日(日)～ 2月 6日(月) (今回募集)	ながさき看護センター 長崎県諫早市永昌町23-6 TEL 0957-49-8060